公務労組連絡会 議長桜井眞吾 日本自治体労働組合総連合 中央執行委員長桜井眞吾 全日本教職員組合 中央執行委員長宮下直樹

2024年人事院勧告の取り扱いに関する要請書

貴職の地方公務員の賃金・労働条件の改善に向けたご努力に敬意を表します。

人事院は8月8日、政府と国会に対し給与勧告等を行いました。一時金・俸給表ともにプラス勧告となったものの、その水準は物価高騰のもとで実質賃金の改善に寄与しない、まったく不十分な内容に留まっています。

また、「給与制度のアップデート」は、一部の者を優遇し、職員間の差別と分断を強化し、 公務を歪めるものと言わざるを得ません。また、地域間格差も解消されるどころか、引き下 げとなる地域もあります。

公務員の人材確保が困難となっている中で、いま必要なのは、憲法をいかし住民のいのちやくらし、教育を守るなど、誰もが希望を持って働けることとあわせて、自治体の役割を果たすためにふさわしい職員の賃金や労働諸条件の改善、業務量に見合った人員確保や体制の強化です。

つきましては、今後の地方自治体における人事委員会勧告の内容や取り扱い、地方自治の 原則にもとづいた自主的な賃金・労働条件決定の尊重等について、下記のとおり要請しま す。

記

- 1. 地方公務員の賃金・労働条件の決定にあたっては、地方自治体の自主性・主体性を尊重し、給料表の改定をはじめ「給与制度のアップデート」など、国家公務員賃金制度の画ー的な地方自治体への押し付けは行わないこと。
- 2. 「特別交付税の減額措置」など、地方財政措置を利用して地方自治体の賃金・労働条件を抑制しないこと。
- 3. 任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営を堅持すること。また、会計年度任 用職員に正規職員と同等の賃金・諸手当の制度と水準、病気休暇等の有給化などの処遇改 善と、安定雇用につながるよう財源を確保すること。給与改定は正規職員と同様の取り扱 いとすることや、「公募要件」撤廃を周知徹底するなど、適切に対応すること
- 4. 労基法 33 条による場合であっても、地方公務員の長時間・過密労働を規制する措置を行うとともに、業務量に見合った人員確保や体制の強化をはかることができるよう、財源確保も含めて国として対応すること
- 5. 消防職員の団結権をはじめ、地方公務員の労働基本権の全面回復など憲法と I L O 勧告に沿った民主的公務員制度を確立すること。そのための協議を早急に行うこと。

以上